平成２１年（フ）第９１４８号
大阪市生野区巽西４丁目４番８号
破産者　桃谷工機株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４６５号
大阪市東住吉区今川７丁目11番14号
破産者　有限会社サガワ
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６８７号
堺市美原区黒山843番地の３
破産者　有限会社シャトル
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９９号
広島市中区中町４番18号
破産者　株式会社エスポアール
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６０号
千葉県鴨川市坂東318　スカイホームハギワラＡ号、住民票上の住所千葉県鴨川市貝渚773番地
破産者　**楽**田　賢一
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１５９１６号
東京都豊島区南長崎３丁目８―８
破産者　奥井宏太朗
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７３１号
東京都墨田区立花１丁目23―２―912
破産者　久守　健治
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３号
富山市向新庄町四丁目２番86号
破産者　有限会社今井テクノ
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１８号
岐阜県可児市今渡1938番地の４
破産者　有限会社馬場建築
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第５０６号
静岡県浜松市東区積志町501番地
破産者　有限会社エバーグリーン
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
松江市竹矢町1043番地
破産者　有限会社多賀工業
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４２４号
静岡市葵区川合２丁目22番59号　アンビエンテ山本Ｃ棟201号
破産者　鈴木由美恵
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６３号
静岡県湖西市古見281番地の１、旧住所静岡県藤枝市下青島197番地の３コメット101号
破産者　初鹿　正勝
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２３号
岩手県久慈市荒町第３地割12番地３、旧住所新潟県上越市大字五智国分3090番地２　ブルーウォーターＡ209号
破産者　栃木　明子（申立時の姓谷口）
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６３８号
盛岡市緑が丘４丁目16番45号
破産者　豊田万里子
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７２６号
岩手県岩手郡雫石町西安庭旭台82番地
破産者　根澤　　治
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７３９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字南久田94番地４
破産者　大久保秀之助
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８０２号
盛岡市みたけ６丁目３番６号　パレスつかさⅡ201号
破産者　野口ひろみ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２０１号
秋田県横手市雄物川町大沢字大沢49番地
破産者　遠藤　和明
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２３２号
神奈川県横須賀市小矢部４丁目６番11号
破産者　坂本　勝彦
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２９０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3394番地
破産者　江藤　義秋
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部